入所申込についてのよくある質問

	事項	質問	回答
①	電子署名	電子署名環境確認で署名環境は利用不可とメッセージがでます。	以下の２点をご確認ください。 ・マイナアプリが最新のバージョンになっているか。 ・お手持ちのスマートフォンにマイナンバーカードの読み取り機能がついているか。
②	電子署名	・マイナンバーカードの電子署名の暗証番号を忘れてしまいました。 ・暗証番号の入力を複数回誤ったことにより、ロックがかかり、電子署名ができなくなりました。	下記のURLから再設定方法をご確認ください。（コンビニ等のマルチコピー機） https://www.jpki.go.jp/procedure/password.html#030 または綾部市市民・国保課に対象のマイナンバーカードを持参して、再設定をお願いします。 （お問い合わせ先：0773-42-4245）
③	電子署名	入力が完了し、電子署名ボタンを押すと、マイナアプリに移行するが電子署名の画面になりません。	マイナアプリが最新のバージョンになっているか確認した上で、 起動中のスマートフォンのタスクをリセットしてください。 それでも申請ができなければ、時間を空けてから再度お試しください。
④	電子申請	・マイナンバーカードを持っていませんが、どうすれば良いですか。 ・マイナンバーカードはありますが、電子申請に不安があるため、書面で申し込みたいのですが、 可能でしょうか。	これまでどおり、書面での申込も可能です。 申込受付期間中に綾部市子育て支援課にお越しください。 ただし、マイナンバーカードがない場合も、マイナンバーの記載は必要ですので、 世帯員のマイナンバーの通知書又はマイナンバーが記載された住民票を準備してください。
⑤	電子申請	「不正な操作がされました」とメッセージが出て、手続きが進めません。	マイナアプリが最新のバージョンになっているか確認してください。 又は、申請中に「戻る（ブラウザバック）」で操作すると発生するエラーメッセージでもあります。 時間をおいて、QRコードを読み込むところからやり直してください。
⑥	電子申請	電子申請の利用者登録は誰で登録すれば良いでしょうか。	必ず申請者（保護者）で登録してください。
⑦	電子申請	個人番号（マイナンバー）申告書はどのような場合に提出しますか。	電子申請で申請された方は、全員ご提出いただきます。 申請者を含めた保護者、申請児童のマイナンバー、住所、氏名、生年月日を記載し、 押印後に窓口提出又は郵送での提出をお願いいたします。 提出の際は、記載されているマイナンバーの確認できる書類をお持ちください。 （郵送の場合はコピーを同封してください）
⑧	電子申請	親子健康手帳を写真撮影し、アップロードする際は、 どのページをアップロードすれば良いですか。	表紙と、分娩予定日が記載されているページをアップロードしてください。 （保護者の名前、分娩予定日を確認する必要があるため）
⑨	電子申請	申込受付期間中に電子申請しましたが、申請内容に不備があると市から連絡があり、 申請が差し戻されました。 ただ、申請内容の修正を期間中に行うことができず、電子申請フォームにも、 アクセスできなくなりました。 このような場合はどうすれば良いですか。	申込期間を過ぎると、電子申請フォームにアクセスできなくなりますので、電話での確認、 窓口での書類修正等のご対応をいただくことになります。 なお、この場合も期限内の申込として取り扱います。

⑩	就労証明書	申込受付期間中（１１月９日～１１月２７日）に、職場から就労証明書が取得できません。 申し込みはどうすれば良いですか。	電子申請では、取得済みの証明書のみをアップロードしていただき、不足の書類は、取得後速やかに、 綾部市子育て支援課までご提出ください。
⑪	就労証明書	⑩の場合、期限後申込となり、入所調整が不利になりますか。	令和８年１２月中に就労証明書をいただければ、期限内の申込として取り扱います。 令和９年１月以降でないと就労証明書を提出できない場合は、別途お問い合わせください。
⑫	就労証明書	申込期間中は働いていませんが、申込期間後に新たな事業所に就職予定です。 ただし、就職先の事業所からは、就労証明書は就職後でないと発行できないと言われました。 その場合はどうすれば良いですか。	令和８年１２月中に就労証明書を提出できるなら、「就労」でお申し込みください。 令和９年１月以降でないと就労証明書を提出できないなら、「求職活動」でお申し込みいただき、 取得後綾部市子育て支援課の窓口で、変更申請の手続きをお願いいたします。
⑬	就労証明書	現在就職していますが、申込期間後に転職予定です。ただし、新たな職場からは、 就労証明書は就職後でないと、発行できないと言われました。 その場合はどうすれば良いですか。	申込期間中に「就労」として申請してください。その後就労証明書を取得後速やかに、 綾部市子育て支援課までご提出ください。
⑭	就労証明書	複数の事業所で働いているのですが、就労証明書はどのように提出すれば良いですか。	働かれている全ての事業所から就労証明書を取得し、ご提出ください。 （電子申請でも複数枚アップロードが可能です） 月間の就労時間は、全ての就労証明書の就労時間を合算した時間数とします。
⑮	その他	園に見学に行きたいのですが、どうすれば良いですか。	希望の園に直接お問い合わせください。
⑯	その他	慣らし保育について教えてください。	慣らし保育の期間はお子さんの状況や、園の体制によって異なりますので、園とご相談ください。 慣らし保育のため、育児休業中でもお子さんを預けることは可能です。 ただし、入所後１か月以内に復職していただく必要があります。 （例　４月１日入所の場合は、５月１日までに復職する必要があります） 慣らし保育期間中も、保育料は満額を支払っていただく必要があります。